

今後の調査審議の進め方について

令和3年6月9日
沖縄県振興審議会
申し合わせ

1 調査審議の基本方針について

沖縄県においては、本土復帰50年の節目の年から始まる「新たな振興計画（素案）」（以下「諮問事項」という。）が取りまとめられ、今般、本審議会へ諮問がなされたところである。

本審議会においては、諮問事項について、以下のとおり調査審議を進めることとするほか、正副部会長合同会議において、部会における調査審議方針を協議決定することとする。

2 審議会の組織及び運営について

本審議会は、委員全員で構成される審議会と、専門委員等で構成される9つの部会、各部会の正副部会長で構成される正副部会長合同会議からなっている（規則3条、規則10条1項、運営要綱2条1項、運営要綱3条の2第1項・第2項）。

審議会は、会長が招集し、県知事からの依頼や諮問を受けて調査審議等を行い、その結果を知事に建議・答申する（規則2条）。

部会は、部会長が招集し、審議会の付託を受けて、それぞれの所掌事務に関する専門的な事項についての調査審議を行い、その結果を審議会に報告する（規則10条1項、運営要綱2条2項）【別紙1-1、別紙1-2参照】。また、必要があるときは、他の部会や専門委員と合同で調査審議を行うことができる（規則10条2項）。

正副部会長合同会議は、総合部会長が招集し、各部会における調査審議に係る基本的事項、部会間の意見の調整及び審議会への報告事項に関して協議する（運営要綱3条の2）。

委員及び専門委員は部会長の許可の下、部会に出席して意見を述べることができるとともに、部会長に対して意見書を提出することができる（運営要綱4条）【別紙2、別紙3】。

3 審議会のスケジュールについて

審議会は、令和3年6月9日に知事から諮問を受けたのち、概ね7月から9月までの間に部会を4回程度開催し、10月を目途に正副部会長合同会議への報告を経て、審議会へ中間報告を行う。

その後、11月までの間に部会を1回程度開催し、12月を目途に正副部会長合同会議での調整を経て、審議会の会議を開き、知事への答申を行うこととする。